

環境対応車導入促進助成金交付額

交付要綱第4条に定める交付対象の環境対応車への助成金の交付額は、以下のとおりとする。

I. 国の補助金を併用することを条件とするもの

1. 天然ガス自動車（新車）

価格差^{注1}の1/6

最大積載量	価格差（円）	助成額（円）
2 トンクラス	800,000	134,000
4 トンクラス	3,000,000	500,000

2. ハイブリッド自動車（新車）

価格差の1/8

最大積載量	価格差（円）	助成額（円）
2 トンクラス	770,000	97,000
4 トンクラス	2,680,000	335,000

3. 天然ガス自動車（使用過程車改造）

定額助成

最大積載量	改造費 ^{注2} （円）	助成額（円）
2 トンクラス	800,000	100,000
4 トンクラス	3,000,000	

注1：国の定める「通常車両価格との差額」

注2：国の定める「使用過程におけるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における、改造に要する経費」

※いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※地方自治体の補助がある場合、地方トラック協会または地方トラック協会と全日本トラック協会のそれぞれの助成額から減額することができる。

※バイフューエル車の助成額は、定額50,000円とする。

II. 国の補助金を併用することを条件としないもの

1. 天然ガス自動車（新車）

定額助成

車両総重量	助成額（円）
25 トンクラス	1,000,000